

郡山市公会堂使用料減免に係る運用細則

- 1 この細則は、郡山市公会堂条例施行規則（昭和 40 年郡山市規則第 19 号）第 6 条の施行に関し、その細則を定めるものとする。
- 2 第 1 項第 1 号関係
市の機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び議会をいう。
- 3 第 1 項第 2 号関係
公共的団体とは、地方自治体（昭和 22 年法律第 67 号）第 157 条関係行政実例昭和 24 年 1 月 13 日付による農業協同組合、生活協同組合、赤十字社、青年団等の公共的な活動を営む団体をいう。
- 4 第 1 項第 3 号関係
 - (1) 市内の社会教育団体が住民の教育目的又は公共的な活動に使用する場合 全部免除
 - (2) 市内の町内会等自治組織がその設立の目的達成のために使用する場合 全部免除
 - (3) 市内の行政施策を推進するための補完的業務を行う組織がその目的達成のために使用する場合 全部免除
 - (4) 市内の福祉団体がその設立の目的達成のために使用する場合 全部免除
 - (5) 前各号以外の公共的団体が、直接住民の利益に関する事業で使用する場合 2 分の 1 免除
 - (6) その他教育委員会が適当と認める場合 教育委員会が認める額
 - (7) その他上記(1)から(6)の場合において、冷房及び暖房の設備を使用するときは、当該使用料の 100 分の 20 の加算額については免除しない。
- 5 第 2 項関係
年間を通して、計画的に施設を使用する団体については、郡山市公会堂使用料減免申請書（第 1 号様式）に、役員名簿、会則、予算書、年間事業計画書等を添えて提出した場合は当該年度分の減免を行うことができる。
- 6 教育委員会は、郡山市公会堂の使用を免除又は却下したときは、郡山市公会堂使用免除許可（却下）通知書を申請人に交付する。
- 7 その他
この運用細則に定めるもののほか必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

この細則は、平成 17 年 1 月 23 日から施行する。